

定 款

一般財団法人滝川市スポーツ協会

一般財団法人滝川市スポーツ協会定款

	目	次
第 1 章	総	則 (第 1 条・第 2 条)
第 2 章	目的及び事業	(第 3 条・第 4 条)
第 3 章	資産及び会計	(第 5 条～第 8 条)
第 4 章	評 議 員	(第 9 条～第 1 2 条)
第 5 章	評 議 員 会	(第 1 3 条～第 1 8 条)
第 6 章	役 員	(第 1 9 条～第 2 5 条)
第 7 章	理 事 会	(第 2 6 条～第 3 0 条)
第 8 章	名誉会長及び顧問	(第 3 1 条)
第 9 章	事 務 局	(第 3 2 条)
第 1 0 章	定款の変更及び解散	(第 3 3 条～第 3 5 条)
第 1 1 章	公 告 の 方 法	(第 3 6 条)
第 1 2 章	補 則	(第 3 7 条)
附 則		

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人滝川市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道滝川市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、滝川市におけるスポーツ団体を総括し、スポーツの普及振興のために必要な事業を行うとともに、その設置するスポーツ施設を適切に運営し、もって市民の心身の健全な発達と本道におけるスポーツの普及振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対するスポーツの振興に関する方策を講ずるとともにアマチュア精神の普及を図り、市民の体力向上及びスポーツに関する情報提供を行うこと。
- (2) 北海道スポーツ協会と協調を図るとともに各加盟団体の強化発展と相互の融和に努め、滝川市及び北海道の施策に協力すること。

- (3) スポーツに関する講習会や各種教室を開催するとともに、他のスポーツ団体等の行うスポーツ事業に協力すること。
- (4) 全道・全国的規模のスポーツ大会に競技者及び役員を派遣すること。
- (5) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (6) スポーツに関し功労のあった者を表彰すること。
- (7) スポーツ施設の維持、管理及び運営を行うこと。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 評 議 員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。

- 3 前項に関し、必要な事項は評議員会の決議により、別に定める。

第 5 章 評 議 員 会

(構 成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員会は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、評議員会の開催日の7日前までに評議員に対して、会議の日時・場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(決 議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員による互選とする。

- 4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該評議員の議長のほか、出席した評議員の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員配置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 12 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、4 名以内を副会長、1 名を常務理事とする。
 - 4 第 2 項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって、同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定められるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第25条 この法人の役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員にはその職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事、名誉会長及び顧問の選任及び解任

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 招集権者以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、その通知を発するものとする。
- 4 理事会の議長は会長とする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決す

る旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第31条 この法人に名誉会長1名及び顧問3名以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会長経験者のうちから理事会において、任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長は、会長の諮問に対し相談に応じ、顧問は会長に参考意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

5 名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

第9章 事務局

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、常勤する事務局長及び所要の職員を置き、事務局長にあつては理事会の承認を得て、会長がこれを任免し、その他の職員にあつては、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議により、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても準用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 1 1 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 2 章 補 則

(委 任)

第37条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の会長は山腰進次とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
矢 口 吉 昭

濱 出 幸 雄
丹 保 直 喜
有 田 賢 治
山 本 達 美
牧 野 多 聞
林 正一郎
須 田 幸 雄
佐 藤 好 昭
遠 山 克 己
鈴 木 寿 雄
千 葉 一 稔

5 この法人の最初の副会長は、次に掲げる者とする。

佐 藤 佳 朗
神 部 秋 江
猪 股 浩 徳
高 山 訓 正

6 この法人の最初の常務理事は狩野道彦とする。

7 令和2年4月1日一部改定
(定款名、第1条、附則)

8 令和3年5月28日一部改定
(第17条4追加、第29条2追加、附則)

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
定 期 預 金	北門信用金庫本店 30,000,000円 北洋銀行滝川支店 1,660,000円

令和3年5月28日 現行定款に相違ない。

一般財団法人滝川市スポーツ協会

代表理事 佐 藤 佳 朗